

▶加算税制度（国税通則法）の改正 について 2~3	▶新春講演会 6~7 「人生を探求する～幸せな人生を送るために～」 （株）シン・ケアサポート 代表 早川 進 氏 「酉年にまつわるあれこれ」 盛岡城趾鎮座桜山神社宮司 坂本 広行 氏
▶コラム いま、大学では 3 大学院総合科学研究科の設置について 岩手大学大学院総合科学研究科 科長 八代 仁 氏	▶法人会の活動 もりおか雪あかり2017 ボランティア活動、春のスペシャルセミナー、IT セミナー、法人税確定申告書の見方・書き方講座、新入社員養成講座、メンタルヘルス対策セミナー
▶やさしい税金教室 4 確定申告が間違っていたとき	▶行事案内 8 ●盛岡法人会の行事案内 ●税に関する絵はがきコンクール
▶ [わがまち探訪] 5 滝沢市 滝沢市交流拠点複合施設 「ビッグルーフ滝沢」がオープン	2011.3.11 東日本大震災を忘れない ささえ合うひとびと 秀吉十日会



滝沢市営業係長 ちゃくぼん

みんな来てぼん！

ビッグルーフ滝沢 市役所屋上から

【わがまち探訪】 滝沢市

新生滝沢市のシンボルとして、市民の皆さんと一緒に作りあげた『みんなで作るふれあいの大屋根』ビッグルーフ滝沢がオープンしました。雄大な岩手山の稜線をイメージした大屋根の中では、市民の皆さまの様々な活動や交流が賑わいをつくりもたらし、訪れた人が「わくわく」するような様々な要素が盛り込まれた複合型の施設です。（本文5ページに記事）

がんばろう
岩手

加算税制度(国税通則法)の改正について

盛岡税務署

平成28年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知(以下「調査通知」といいます。)があつた場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出(以下「修正申告等」といいます。)に対して、加算税が課される措置が設けられました。

2 短期間に繰り返し無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税の割合が加重される措置が設けられました。

なお、改正後の制度は、平成29年1月1日以後に法定申告期限又は法定納期限(法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。)(以下「法定申告期限等」といいます。))が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書(期限後申告に係るものを除きます。)が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものではない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書(その修正申告書を含みます。)についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に10%(50万円を超える部分は15%)の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】(太線枠部分が改正箇所となります。)

修正申告等の時期(*2)	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5% {10%)(*1)}	5%	10% {15%)(*1)}
調査による更正等予知以後	10% {15%)(*1)}	同左	15% {20%)(*1)}	同左

(*1) 「」書きは、加重される部分(過少申告加算税・期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税・50万円を超える部分)に対する加算税割合を表します。

(*2) 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税(調査による更正等予知以後の加算税割合)が賦課されます。

○ 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の3項目の通知をいいます。

○ 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません(無申告加算税が課される場合の加算税割合は5%です。)

**2. 短期間に繰り返し
て無申告又は仮装・隠
蔽が行われた場合の加
算税の加重措置の導入**

期限後申告等（注）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限りません。）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

（注）期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限ります。）、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕(*)	25% 〔30%〕(*)
重加算税（過少申告加算税に代えて課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの）	35%	45%
重加算税（無申告加算税に代えて課されるもの）	40%	50%

（*）（一）書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

連載コラム——Vol.44

いま、
大学
では

大学院総合科学研究科の設置について

岩手大学大学院総合科学研究科長
八代 仁

平成28年度に工学部を理工学部へ改組、農学部には水産システム学コースを新設するなどの学部改革を行った岩手大学は、大学院修士課程の改革にも着手、この春（平成29年4月）から新しい修士課程をスタートさせました。これまで農学、工学、人文社会科学と分かれていた大学院の研究科を「総合科学研究科」に統合し、従来の各研究科の教育研究内容を継承する「農学専攻」、「理工学専攻」、「総合文化学専攻」に加え、新たに融合型の「地域創生専攻」を設置しました（教育学研究科は平成28年度に教職大学院として改組済み）。従来は専門深化だけに偏りがちだった大学院教育ですが、総合科学研究科では「震災復興・地域創生」「イノベーション」「グローバル」の各視点に立つ研究科共通科目群を用意し、すべての学生に専門深化だけでなく、総合的な学びも修めてもらうこととしています。また「たこつぼ」と揶揄されることもあった専門偏重を是正するために、複数

指導教員体制を採用、学生は主指導教員のほかに、異分野の教員を含む2人の副指導教員の教育を受けることとしました。社会が抱える諸問題が多様化、複雑化していることから、これらに立ち向かうことになるリーダー候補には、自らの深い専門性に加え、ものごとを俯瞰的に捉え、異分野の専門家とも協働できる総合的能力が必要と考えています。

地域創生専攻は「地域産業コース」「地域・コミュニティデザインコース」「人間健康科学コース」から構成され、これらの中に「防災・まちづくりプログラム」など、計10の専門プログラムが用意されています。本専攻は震災復興活動を通して岩手大学に蓄積された教育研究資源を活用し、特に実践的な学修（地域インターンシップなど）を通して、地域創生を先導するリーダーを輩出することを目指すものです。震災を経験した岩手を学修の場とし、復興に向けて取り組む教育は、世界が必要とする人材輩出につながるものと確信しています。

やさしい税金教室

税金は身近なものです。その中身は複雑です。この項は、盛岡税務署の協力を得ながら、シリーズで身近な税金をわかりやすく解説していきます。

確定申告が間違っていたとき

盛岡税務署

【問】 私は、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を法定申告期限までに提出しました。4月になって、その申告内容に間違いがあることに気が付きました。

このような場合、どのようにすればよいか教えてください。

【答】 法定申告期限後に計算誤りなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【期間】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

○平成24年分から平成28年分：
法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

【手続】 修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【期間】 修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成28年分の所得税及び復興特別所得税は平成29年3月15日（水）、消費税及び地方消費税は平成29年3月31日（金））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

マイナンバーの記載等

●修正申告書及び更正の請求書を提出する際には、マイナンバーの記載及びご本人の本人確認書類の提示又は

写しの添付が必要となります。

●修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

●手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

7つの間違い探し



上の絵と下の絵には相違点が7カ所あります。（答えは7ページにあります）

平成29年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

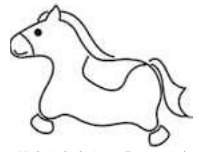
仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

- 受験資格**
 - 1 昭和62年4月2日から平成8年4月1日生まれの者
 - 2 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 受験申込受付期間**
平成29年3月31日（金）から4月12日（水）まで
- 受験申込方法**
受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報 NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)
なお、インターネットで申し込めない場合は、受験申込受付期間前に仙台国税局人事第二課試験研修係へ連絡する。
- 第1次試験日**
平成29年6月11日（日）
- 試験に関する問合せ先**
仙台国税局人事第二課試験研修係 022-263-1111 内線 3236

わがまち探訪

滝沢市交流拠点複合施設

「ビッググループ滝沢」がオープン



館内を案内する「たきっこ」

平成29年4月1日、雄大な岩手山の稜線をイメージした大屋根「ビッググループ滝沢」（滝沢市交流拠点複合施設）が、ついにグランドオープンしました。

ビッググループ滝沢の大きな屋根の中には、大きく3つのゾーンで構成されており、市民の活動を支援する大小ホール、会議室、クッキングスタジオ、創作室、和室、

アクティブルーム、スタジオなどの「コミュニティセンター」、市民の知の集積となる「図書館」、そして観光案内、物産販売、産地直売、レストランを配置し、市のアンテナショップとしての役割を担う「たきざわキッチン（産業創造センター）」で構成された、複合型の施設です。人と人、人と文化、人とまちが交流し、



大ホール



図書館

『生きがい・発見・創造』をつくり促す。これが「みんなで作るふれあいの大屋根」ビッググループ滝沢です。

ビッググループ滝沢は、分かりやすい、使いやすい、親しみやすいを目指してつくられた施設で、館内は、単純明瞭な十字の動線とし、その動線に沿って大小ホール、図書館、会議室などガラス張りの部屋が配置されています。1階をメインとしたこれらの配置は、街歩きのような感覚で自由に散策でき、様々な活動に触れながら、自然と市民の交流が生まれ、深まる仕組みとなっています。

施設の中心には、交流の要となる「ふれあい広場」を配置し、人々が集い賑わいあふれる空間となっています。ふれあい広場の大きな窓ガラスからは、その雄大な岩手山を望め、気軽に座れる大階段のベンチや岩手人には馴染のある「りんご箱」から着想したテーブル、イスが置かれ、木のぬくもり、親しみやすさを備えつつ、その時々々の活動に応じて組み合わせを変えながら市民の「活動」と「交流」を支えるものとなっています。

たきざわキッチンは、地域産業の要である農畜産物の直売や加工販売を行うとともに、その美味しさを直に知っていただくためレストランを配置し、丸ごと滝沢を味わっていただけるようになっていきます。また、復興交流支援として、宮古



ふれあい広場

市と山田町ともコラボレーションを行い、新鮮な魚介類も販売しています。レストランは、地産地消による滝沢の食材を取り入れたキッシュをはじめ、惣菜、菓子、スープや飲み物（夜にはアルコール）も提供しています。これらは、カフェテリア方式を採用していますので、レストランだけではなく、館内外で飲食できるようになっていますので、ふれあい広場などでゆつくりと味わいながら交流を育むことが可能になっています。多くの皆さまのご来館、ご利用を心よりお待ちしております。

（市民環境部 地域づくり推進課）

新春講演会

盛岡法人会主催の新春講演会が、2月2日ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングで開催され、会員、一般市民など141名が聴講した。

盛岡法人会・高橋真裕会長の開会挨拶のあと、講演第一部では株シン・ケアサポート代表の早川進氏が「人生を探究する〜幸せな人生を送るために〜」、第二部では盛岡城趾鎮座・桜山神社の坂本広行宮司が「酉年にまつわるあれこれ」の演題でそれぞれ講演。講演のあと、坂本宮司の誘導で壇上につらえた祭壇に向かい、新年の拝礼を行った。

このあと盛岡税務署の山崎浩司税務広報広聴官が今年度確定申告の留意点や申告会場のことなどを説明した。

講演第一部

人間は魂で動いている…

(株)シン・ケアサポート代表 早川進氏



早川 進氏

早川進氏は平成24年度、盛岡税務署長を務めた。その後、国税局課税第2部長などを歴任して27年退職し、税理士事務所を開設。さらに28年には企業の人材育成、メンタルマネジメントを支援する株式会社シン・ケアサポートを起業した。税務官時代の30代前半から学んできた手相、観相学に加え、新たに産業カウンセラー資格を取得しての起業だった。

この日の講演では「信じる信じないは皆さんの自由ですが重要な話です」と前置きして魂の話から入った。魂は目には見えない。だから物理的には無いけれども、魂が無いと人生を説明しきれない。人間と魂の関係を車にたとえれば、車は勝手に走っているのではなく中で人間が操作している。人間も自分で考え行動しているように見えるが、実は魂がコントロールしている。

人間が亡くなると魂は身体から抜け、しばらく中空を漂ったあと三途の川を渡る。そこに神がいて、その人の全人生を映像のようなもので見せられる。その行

いによって穏やかなグループからそうでないグループまで5つぐらいに分かれて過ごす。最悪のグループでは日々争い、殺し合う。亡くならないので毎日くり返す。それでついに観念して人生をやり直そうとする。神はそれを聞き入れて、この世に新たに生まれてくる子どもの身体にその魂を入れてやる。医師になって世の中の人を救いたいと希望すれば、それが実現可能な環境の子どもに入れる。だからその人は自分の力だけでなく、神の力を借りて医師になれた。



講演会会場

その子どもが医師になつて、世の中の人を救うために一生懸命やっていけば人生は順調だが、ケガ、病氣、事故に遭うことがある。それは、何か目標と違ったことをやったために、神がそつちじゃないよとアドバースしている。

研修・交流事業

青年部会

「もりおか雪あかり2017」ボランティア活動

2月9日〜11日までの3日間、「もりおか雪あかり2017」が盛岡城跡公園を中心として開催されました。青年部会はボランティアとして、2011年から参加させていたれています。



キャンドルに点火を終えて

昨年同様今年も雪の少ない雪あかりとなりましたが、市民参加型のイベントとして多くの市民の方々が雪あかり設置製作のボランティアとして参加され、青年部会も総務委員会が中心となり、新入会員含め11名で9日のキャンドル着火のお手伝いに参加してきました。

「春のスペシヤルセミナー」開催

2月22日(水)、研修委員会主催「春のスペシヤルセミナー」が開催され、26名の部会員が参加しました。今回講師としてお呼びしたのは、中小零細企業専門のセミナー講師、(株)インテックロスの栢野克己先生。セミナー前半はランチェスター戦略に基づき、大手企業がやらないことを実行して会社の業績アップに結びつける「弱者の戦略」について沢山の事例を挙げながら分かりやすく説明していただきました。後半は栢野先生が沢山見えてきた成功事例から、参加者が希望する項目について解説し、すぐに実践できるような非常に実効性のあるセミナーとなりました。今回のセミナーは受講者がすぐにビジネスに活かすことのできる内容が盛りだくさんの大変有意義なものだったと思います。



講演する栢野克己氏

ITセミナー

パワポでスマートなプレゼンテーション

盛岡法人会主催のITセミナーが2月21日、岩手県法人会館で行われ、会員企業の経営者や営業担当者など16名が参加しました。指導はラックパソコンアカデミーのスタッフ3名。



プレゼンはパワポの時代…

今回はパワーポイントを使って自社商品売り込むプレゼンテーションの初歩から活用まで。アプリケーションの動かし方からスタートして自社商品、サービスを紹介する資料スライドの作成、効果的なプレ

あるいは一生懸命やりすぎて病気になる。それも、身体を休めなさいと神が教えている。

良好なコミュニケーションはまず信頼関係から

講演の後段は、会社活性化のための社内コミュニケーションについて。

会社経営にとって社内での良好なコミュニケーション構築が大事だと言われる。しかし、経営者世代と今の若い社員世代では物事に対する価値観、責任感が大きく違う。いまや酒席で腹を割って話し合うという時代ではない。

まずは社員との信頼関係をつくること。それには、聴く、感謝する、評価する、の3つを心がける。聴くと言っても聞き流しではなく、きちっと心に受けとめて最後まで聴くこと。感謝する、これもありがたうと心からその気持ちを込めて言うこと。評価は、むしろ能力の低い人が頑張ったことに対してよくやったねと評価してあげること。そうすると社員は、社長は私のことを一生懸命考えてくれているんだ、という気持ちになって、会話が社員のほうから出てくるようになる。最後に「社長がうちは大丈夫と言っている会社ほど社員から聞く問題が多かったりする。どこに問題があるのか、どうすれば社内で活性化するのか、我々がお手伝いできるかもしれない。」と、産業カウンセラーの診断を仰ぐことを勧めた。

講演第2部

「西年にまつわるあれこれ」

盛岡城趾鎮座・桜山神社宮司 坂本 広行氏



坂本広行宮司

坂本広行宮司は平成29年、丁酉（ひのと）について、その文字の意味するところや陰陽五行思想による位置付け、易断による今年の見通しなどを語った。丁酉の丁の文字はクギを横から見た象形文字で、伸

び切った草木を刈り取る象徴とも言われる。草木が繁りすぎている様子をあらわし、転じて草木が繁りすぎて日射しが遮られ成長をさまたげるので、その煩わしさを祓うという意味もある。「繁りすぎた」から「成長しきった」意味の転化で、古くは二十歳になった男性を「壮丁」と呼んだ。

西の文字は酒を盛る器の象形文字。旧暦の8月をさし、新しいものの実りをあらわす。西にさんずいを付ければ酒、旧暦8月は新暦の9月で、酒を仕込む時期に繋がる。

本来は生き物の「とり」ではないが、古くから家畜として飼われてきた鶏と結びつけて用いられることが多い。鶏は、元は吉凶を占う神事として行われた闘鶏用で、日本で食用にされるようになったのは江戸時代あたりからではないかと言われている。

西は金属の性質をあらわすともいわれ、丁酉となると火と金属、火が金属を溶かす、転じて片方が片方に勝ってしまう、よくない、順調ではない関係を意味する。



新年拝礼

易断による今年の占いとして「経済は世界経済不況が日本にも大きな影を落とし、国民生活にも大きな打撃を与える可能性があるのでは？」とのお話だった。

4ページの探しの答え

① 隈取り(左上) ② 屋根(上) ③ まげ(右上)

④ 力髪(左中央) ⑤ しげ髪(中央)

⑥ 松 ⑦ 紋(右下)

センターシヨンの手法まで学びました。スライド作成では文字の配列や、動きなどを自社の商品や、内容に合わせてそれぞれが作り出し、真剣な作業になりました。最後には参加者の一人が作成してきたパワーポイントによるプレゼンテーションを受け、その効果に参加者は大いに意欲を持つことができました。

法人税確定申告書の見方・書き方講座

法人税務を初心者にもわかりやすく

盛岡法人会主催の法人税確定申告書の見方・書き方講座が2月13、16、20、23日の4日間コースで行われ、会員企業の経理担当者など11名が受講しました。講師は盛岡税務署の上席国税調査官。

講座は、初めて法人課税事務を担当する人を想定したプログラムで、1日目は決算と申告の関係、法人税の計算の仕組み、法人税の調整、2日目は収益と原価、収益の計上時期、資産に係る税務、原価の計算、3日目は会社の経理、経費に係る税務、諸税金の処理、そして最終日はまとめ。各回ごとに練習問題を解いて学んだことを振り返りながら研修しました。



初心者を想定した基礎講座

新入社員養成講座

盛岡法人会主催の新入社員養成講座が3月21日に行われ、会員企業などに入社する新入社員と一足先に就職していた若手社員8名が受講しました。社会人としての心構え、仕事・働き方の理解、ビジネスマナー、コミュニケーション技法といったプログラム。講師はヒットビジネスコンサルタントの及川敦子先生。ポイントはコミュニケーション。どうしてコミュニケーションが必要なの、どうすればうまくいくの、参加者同士、話し合いながら学びました。



まずお互いわかり合う

メンタルヘルス対策セミナー

盛岡法人会とAIU損害保険(株)共催の「メンタルヘルス対策セミナー」が3月22日開かれ、13人が聴講しました。講師の赤澤将氏(社会保険労務士、精神保健福祉士)は従業員メンタルヘルス不調に係るトラブルや裁判事例、法制度などを説明、企業は従業員が健康を害することのなく働くための義務を負っていることを常に自覚し、従業員のストレスに気付き、健康相談を受けるように勧めるなど早めに対応することを呼びかけました。



早めの気付き、対応が大事

【編集後記】

歳と共に体の衰えを感じるようになり、ここ数年は通勤を徒歩でできるよう心掛けています。少し遠回りになりますが、音楽を聴きながら運動公園の木立の中の歩道を歩き、ある景色のよい地点で定点撮影をしています。一昨年の秋から始めて、春夏秋冬を二回以上過ぎました。百点以上の画像を順番に見ていくと、見慣れた景色でも自然の変化のダイナミズムと確かな時の経過を感じます。毎日無理なくできて、ちよととした楽しみにもなること、それが心身をリフレッシュさせる基本なのかも知れませんね。これからもちよとした楽しみを増やしていきたいと思っています。(T・S)

秀吉十日会
小規模仮設住宅に
支援物資を届ける

「秀吉十日会」は盛岡市内の異業種経営者の集まり。メンバーの出身地が東日本大

公益社団法人盛岡法人会は、

盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町、雫石町、岩手町、葛巻町、に本社を置く企業（法人）の経営者及び賛助会員、個人を会員とする団体で、会員相互の交流と研修、社会貢献活動などを行っています。